



Grotius, Hugo 「戦争と平和の法」初版

本書は、「国際法の父」あるいは「自然法の父」と称されるフーゴー・グロティウス（Hugo Grotius, 1583-1645）が1625年に刊行した『戦争と平和の法』の初版である。初版には三つの刷本があり、本書はその第三刷に当たる。三つの刷本はそれぞれ構成が異なる。第一刷は書籍見本市への出展に間に合わせるために索引などを割愛してごく少数の部数だけ急いで作成されたものである。その後正式に出版された第二刷と、正誤表を付して出版された第三刷がある。本学図書館が所蔵する版には正誤表が付されているので、初版の第三刷である。

初版は極めて貴重な稀有本で、合計500部程度しか出版されていないと言われている（Reeves (1925), p21）。本学図書館がこの極めて貴重な初版を所蔵していることを知ったときはとても驚いた。約380年前の国際法の大家の書籍を実際に自分の手に取ってみることは容易ならざることなので、国際法を研究している私には実に感慨深いものがある。

本書は後に極めて多数の改訂・補訂版が出版されており、グロティウスによる改訂版と

グロティウス

『戦争と平和の法』

パリ、1625年

経済学部 講師 濱田 太郎

しては、1631年版、1632年版、1642年版、1646年版がある。他者が補訂したのものも含め合計するとラテン語で52版もある。フランス語、英語、オランダ語、ドイツ語、スペイン語、中国語、日本語に翻訳され、合計すると86版にもなると言われている（大沼（1995）、572頁）。

初版を所蔵する機関は極めて少ない。初版を所蔵するのは、私が調べたところ、本学図書館のほかには、日本では、日本大学法学部図書館、広島経済大学図書館と九州大学図書館だけである。本書を日本語に翻訳された一又正雄先生が勤務された早稲田大学では初版は所蔵しておらず1646年版を所蔵しているだけである。海外では、ハーバード大学、ミシガン大学、英国国立博物館、フランス国立図書館などが初版を所蔵している。中でも、ブラウン大学図書館ホイートン・コレクションやオランダのハーグ平和宮図書館は、初版ばかりではなくラテン語版のほとんどを所蔵していることで有名である。このように、初版を実際に間近に見ることができるのは極めて稀有な機会である。

この館蔵資料紹介の原稿を執筆するに当たってさまざまな文献を調べていくうちに、私は本学図書館所蔵の本書が偽物ではないかとやきもきした。というのは、本学図書館が所蔵する版の扉と一又正雄先生による日本語翻訳書で挿入されている原著1625年版の扉の写真（一又（1950）第1巻、挿入写真）が異なっているからである。本書には、著者の許諾を得ずに出版社が出版した現代風に言えば違法コピーが多数ある。そのうちの1つが早くも1626年に出版されている。これだけ早く違法複製出版が現れたことは、いかに初版が書籍見本市で高い評価を受けたか如実に示している。真正の初版と1626年の違法複製出版は、装丁が異なっているため区別は比較的容易である。真正の初版は4折版である。これに対して1626年の違法複製出版は8折版である。違法複製出版は、真正の初版の誤記の訂正を施してあるため、正誤表がない。1626年の違法複製出版は装丁が豪華な本であり、違法複製出版であってもこれだけ古いと違法複製出版でも侮れない稀少価値がある。九州大学図書館はこの1626年の違法複製版も所蔵しているので、実際に比較してみるのも面白い。

本学図書館が所蔵する本書にはいくつかの特徴が見られる。第1の特徴は、扉に2色刷りの技術を用い、装丁に凝った4折版の豪華本であることである。第2の特徴は、補遺（ADDENDA）と訂正（ERRATA）が本書の最後に付されていることである。本書が刊行された当時は1頁毎に原版を組んで印刷していた。そのため印刷の途中で誤記を見つけても原版を組み直すことは莫大な費用と時間がかかるので事実上不可能である。そこで正誤表を最後に付しているのである。当時の印刷がいかに大変なものか想像させる。第3の特徴は、頁が誤記されたり飛んでいたりする箇所があることである。本書は385頁から数頁に渡って誤って1頁に2頁を振り当ててしまっている。つまり、385頁に385と386という2つの数字が記載され、同様の誤りが391=392頁まで続いているのである。また、理由はわ

からないが、506頁の次に白紙が1枚挿入されていて、その次の頁が553頁になっている。本書の目次を見ると、506頁までの章の次章は553頁から始まることとされているため、故意に508頁から553頁まで飛ばしてある可能性もある。506頁は500頁から続く章の最終頁なので、ちょうど章の切れ目に当たり、もしかしたらグロティウスはここに何か原稿を足すつもりだったのかもしれない。これらの特徴は文献（例えば、Reeves（1925）、p21）で指摘される初版の特徴に一致し、カーネギーメロン大学ボズナー記念コレクションが真正の初版として所蔵しデジタルアーカイブとして公開している版とまったく符合している。私の心配はまったくの杞憂だった。

初版はラテン語で記述されているため、ラテン語の知識がない場合は近寄りたがいかもれない。初歩的な例を挙げると、扉に記載されたタイトルは「De ivre belli ac pacis libri tres...」と表記されている。しかし、文献所蔵目録に「De iure belli ac pacis libri tres...」で登録されている場合もあれば、後の改訂補訂版のタイトルが「De jure belli ac pacis libri tres...」と登録されている場合も少なくない。古いラテン語のIは[i]と[j]、Vは[u]と[w]の音価を有していたためである。文献所蔵目録を調べる際に、本書のタイトルが古いラテン語の表記である「ivre」で登録されている場合もあれば、現在のアルファベット表記である「jure」で登録されている場合もある。初学者は文献所蔵目録を調べるにも苦労するだろう。

ラテン語の初学者でもこの初版に挑戦できるように工夫した文献がある。1993年にオランダのフェーンストラ教授らが作成した版は、初版と1631年、1632年、1642年、1646年の改訂版の異同を1631年版を基準にすべて明記しており、これを参照しつつ、1646年版を日本語に翻訳された一又正雄先生の『戦争と平和の法』を参照すると、初版にずっと取り組みやすい。1993年にオランダのフェーンストラ教授らが作成した版を読みると、グロティウスがいかに本書の改訂に熱心であった

かがわかる。こうした改訂には脚注などを追加したもののあれば、実質的に考えを改めたものも見られる。

日本語翻訳は一又正雄先生が1944年の『国際法外交雑誌』第43巻7号から分割連載をはじめ、未完に終わっていたが、あらためて1950年に三分冊で刊行された。初版刊行後30年以上経過してから日本語翻訳が公表されたことは、いかに本書が後世の人々に大きな影響を与え続けているかを如実に示している。分割連載がはじまった1944年の『国際法外交雑誌』は第二次世界大戦の戦況悪化を受けて極めて粗悪な紙に印刷されており、本学図書館が所蔵する製本版は赤茶けた紙で今にも朽ち果てようとしている。産業革命を経て工業化が飛躍的に進展したといっても、印刷の便宜から酸性紙を用い、あるいは、戦時の物資不足で粗悪な紙とインクを用いて印刷された書籍と本書を比較すると、380年以上前の書籍の方がはるかに状態良く保存されていることに驚きとある種のむなしさを禁じえない。書籍が極めて高価なぜいたく品であった時代に書籍は最高の技術と品質で丁寧な出版されその後何百年もつのに、380年前と比べ工業化が飛躍的に進展したはずの65年前の書籍はその3分の1の期間で今にも朽ち果てようとしている。大量消費社会の今日、多くの伝統工芸品や高度な技術を用いて製造された良品が、その価格の高さゆえに衰退している。現代人はすぐに朽ち果てていく一種の幻想の中で生活しているというべきか、あるいは、当世はその記憶を後世に伝える真の手段を知らないというべきかなどという感慨が脳裏に浮かんでくる。

一又正雄先生が『戦争と平和の法』の日本語翻訳に取り組まれた動機も感慨深い。彼は、日本語訳に取り組んだ理由として、東洋正義に基盤を有する東亜国際法圏の建設にむけ西欧国際法学の批判の一翼を担うことをあげていた。この翻訳の分割連載は未完に終わる。というのは、一又正雄先生が1944年に徴兵され、その後の敗戦の混乱の中で完訳出版することができなかったからである。あらためて1950

年に一又正雄先生は完訳を三分冊で刊行された。一又正雄先生は同書をすべての戦争犠牲者にささげておられる。本学図書館には、1950年に出版された同書三分冊中二冊が所蔵され、同書の復刻版が三分冊とも所蔵されている。

英語翻訳版はこれまでに10版があるが、中でも1925年の通称オックスフォード版が比較的入手しやすい上に最も信頼できるとされ、近年の本書の研究の多くはこの1925年の英語翻訳版に基づいている（例えば、大沼（1995）、ix頁）。1925年の英語翻訳版は、『戦争と平和の法』出版300年を記念してカーネギー平和財団の『国際法古典集』の叢書の一環として刊行されたものである。1925年の英語翻訳版も1646年版を翻訳しているため、初版を読み解く際に参照するには、1993年にオランダのフェーンストラ教授らが作成した版を利用すると良い。本学図書館には、1925年の英語翻訳版の復刻版が三分冊とも所蔵されている。一又正雄先生の日本語翻訳版は刊行時期が古く旧漢字体を用いた古めかしい言い回しになっているため、英語版の方が参照しやすい人もいだろう。



「戦争と平和の法」翻訳本と英語版

グロテウスは神童として名高く1598年（15歳）にフランス王ヘンリー4世から「オランダの奇跡」と賞賛されている。1604年（21歳）に本書にも重大な影響を及ぼすこと

になる『捕獲法論』を執筆した。もっとも、この『捕獲法論』は出版されず死後原稿が発見され出版された。1609年（26歳）に『自由海洋論』を出版したが同書は『捕獲法論』の一部であり、本書が唱える正戦論も『捕獲法論』における正戦論を発展させたものである。本書の初版は彼が41歳の時に出版されたものである。グロティウスの著作としては、これら国際法関連のものだけではなく哲学や宗教詩までさまざまである。これだけの名著が20歳から40歳前半までの間に大成されているのは驚きである。

グロティウスは「国際法の父」あるいは「自然法の父」と称される。彼に対する賞賛が行き過ぎであると指摘する学説は少なくないが、自然法論、正戦論、侵略戦争の非難、海洋自由論など、彼の主張が後世に大きな影響を与え続けていることは否定できない。グロティウス研究は今日まで脈々と続いている。

本書は、戦争を規制する共通の法が存在することを論証することを目的としている。ただし、本書は、戦争を完全に否定する絶対的平和主義を採るのではなく、正しい戦争と不正な戦争を区別し、正しい戦争を容認し不正な戦争を非難する正戦論の立場を採る。本書がいう正しい戦争とは、端的に言えば、防衛、財産の回復、刑罰を目的とする戦争である。そして、正しい戦争と不正な戦争に関係なく一定の戦闘手段・方法が規制されると唱えている。グロティウスは、正戦論により戦争が安易に開始されることを抑制しつつ、いったん開始された戦争では一定の戦闘行為・手段を規制することで、戦争による惨害を少なくしようとしたのである。

グロティウスが唱える戦争を規制する共通の法は、端的に言えば、自然法と意思法からなる。意思法は神意法と人為法からなる。人為法には諸国民の法、国家法などが含まれている（大沼（1995）、544～545頁）。こうした規範構造においては自然法と制定法が必ずしも分化されておらず、国際法が自然法から完全に分化するのはさらに後の時代の学者に

なっているからである。

このようなグロティウスの主張は、近代国際法に必ずしも取り入れられなかった。近代国際社会ではいずれか一方が正しい戦争を行い他方が不正な戦争を行っているとは必ずしも判断できないという無差別戦争観が支配的であった。すなわち、グロティウスの唱えた正戦論は完全に否定されたのである。しかし、正しい戦争と不正な戦争に関係なく一定の戦闘手段・方法を規制すべきであるというグロティウスの主張は、戦闘手段・方法を規制し戦闘の犠牲者を保護する交戦法規あるいは戦争に参加しない自由を保障し中立国を保護する中立法規として実定法化された。

二度の世界大戦を経て現代国際法では武力行使が禁止・違法化された。武力行使が禁止・違法化された現代国際法においても、グロティウスの主張はある意味で未だ妥当する場合がある。現代国際社会で武力行使が国際法上禁止・違法化されて久しいにもかかわらず未だ武力紛争が絶えることがない。これまでは、例えば国連安全保障理事会の権限強化などにより、武力行使禁止・違法化規範の実効性をどのように確保すべきかに関心が集まっていた。しかし、近年、特に2001年の米国における同時多発テロ以降は、武力行使が国際法上禁止・違法化されているといっても、テロリストを殲滅するための正しい戦争を行うことまで禁止されていないという主張が活発化している。このような主張は、グロティウスのいう正戦論に通じるところがある。また、グロティウスは刑罰を目的とする戦争も正当化した。このような主張は、第二次世界大戦後平和に対する罪として実定法化され、近年は、侵略の罪をも裁くことが予定されている常設の国際刑事裁判所（ICC）が発足するまでに至っている。また、グロティウスが唱えた戦闘手段・方法の規制について、武力行使禁止・違法化に伴いその性格は大きく変化したものの、近年は、一定の違法行為者を直接に裁く国際刑事裁判所を国連安全保障理事会が設置するまでに至っている。近年のこれらの現象はグロ

ティウスの主張の現代的意義を再吟味することが有意義であることを示す一端であろう。

これだけ貴重な書籍を実際に手にとって見る機会は極めて稀有である。皆さんもぜひ閲覧してみることをお勧めしたい。老婆心ながら付言すれば、貴重書閲覧は事前許可制で、撮影には別途許可が必要であり、筆記用具の持込や閲覧場所などが制限されているので、注意が必要である。

【参考文献】

- 一又正雄訳『グローチウス戦争と平和の法』復刻版、第一巻、第二巻、第三巻、酒井書店、1989年
- 一又正雄訳『戦争と平和の法』第一巻、第二巻、第三巻、巖松堂、1950年
- F. W. Kelsey et al., "De jure belli ac pacis libri tres / by Hugo Grotius ; the translation by Francis W. Kelsey.", reprint ed., book 1, book 2, book 3, New York : Oceana Publications, 1964.
- J. S. Reeves, "The first edition of Grotius' de jure belli ac pacis, 1625", *American Journal of International Law*, 1925, pp.12-22.
- J. S. Reeves, "Grotius, de jure belli ac pacis: a bibliographical account", *American Journal of International Law*, 1925, pp.251-262.
- R. Feenstra et C.E. Persenaire, "De iure belli ac pacis libri tres, in quibus ius naturae et gentium, item iuris publici praecipua explicantur / Hugo Grotius ; curavit B.J.A. de Kanter-van Hettinga Tromp ; annotationes novas addiderunt", Aalen : Scientia Verlag, 1993.
- 大沼保昭編『戦争と平和の法：フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、正義』補正版、東信堂、1995年
ここでは、参考文献として、代表的なものあるいは入手が容易なものだけを列挙した。詳しい参考文献は、上述の一又正雄訳『グローチウス戦争と平和の法』第三巻36～44頁や上述の大沼保昭編『戦争と平和の法：フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、

正義』36～72頁を参照されたい（ただし、後者はグロティウスに直接関連しない参考文献も列挙されている）。

【参考】

カーネギーメロン大学ポズナー記念コレクション・デジタルアーカイブ
<http://posner.library.cmu.edu/Posner/>
341 G88H 1625, Hvgonis Grotii, "De ivre belli ac pacis libri tres. In qulbus lus naturn & gentium: item luris publicli paꝑcipua explicantur.", 1625.

